

# 廃棄物管理責任者選任届の 届出内容に変更が生じた場合は、 新たな届出が必要となります。

平成28年  
9月27日  
施行

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正したことにより、廃棄物管理責任者選任届の届出内容に変更が生じた場合、廃棄物管理責任者はその変更内容を区長に届け出ることが新たに義務付けられました。

## Q1. どんなときに届出が必要ですか？

廃棄物管理責任者選任届の届出後、以下の事項に変更が生じた場合は、その変更が生じた日から30日以内に新たに届け出る必要があります。

- (1) 事業用大規模建築物の名称に変更があったとき
- (2) 廃棄物管理責任者が所属する会社の名称に変更があったとき
- (3) 廃棄物管理責任者が所属する会社の所在地に変更があったとき
- (4) 廃棄物管理責任者が所属する部署の名称に変更があったとき

## Q2. 届出の義務があるのは誰ですか？

届出の義務があるのは、その建物の廃棄物管理責任者です。~~なお、届出の際は廃棄物管理責任者の押印が必要となります。~~

## Q3. 様式の指定はありますか？ また、どこで入手できますか？

「事業用大規模建築物名称等変更届」により届け出てください。本様式は、千代田区のホームページから入手できます。

検索

千代田区 事業用大規模建築物

### (注意事項)

- ※1 所有者や廃棄物管理責任者の変更が伴う場合は「廃棄物管理責任者選任届」により届け出てください。
- ~~※2 原本の届出が必要です。そのため、郵送もしくは千代田清掃事務所窓口まで届け出てください（住所等は、下記《お問い合わせ先》をご覧ください）。~~

(参考) 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月規則第38号）

第9条 1～2 (略)

- 3 条例第14条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第1号様式）により行わなければならない。
- 4 前項の規定に基づく届出の内容に変更が生じた場合、廃棄物管理責任者は、当該変更をした日から30日以内に、事業用大規模建築物名称等変更届（別記第1号の2様式）により、区長に届け出なければならない。

### ○お問い合わせ先

〒101-0021 東京都千代田区外神田 1-1-6  
千代田清掃事務所 ごみ減量指導係  
TEL 03-3251-0566

